

# 建設委員会記録

開催日時 平成26年2月20日(木) 13:03～15:34

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

田中 惟允 委員長

辻本 黎士 副委員長

太田 敦 委員

岩田 国夫 委員

国中 憲治 委員

秋本登志嗣 委員

山下 力 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 大庭 県土マネジメント部長

林 まちづくり推進局長

長岡 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

## 議 事

(1) 2月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

### <質疑応答>

○田中委員長 それでは、ただいまの説明、報告及びその他の事項も含めまして、質疑があればご発言をお願いいたします。

○太田委員 3点にわたって質問をさせていただきます。

まず、第1点、先ほど報告がございました若草山の移動支援施設に係る環境影響調査について、影響が回避または低減されるものだという中間報告になっております。この結果については、非常に問題があると思っております。

まず、この調査は、もし移動支援施設がつくられる場合に、文化庁に出す現状変更手続の添付書類として使用されると、県も述べられています。そして、県の調査は限られた地点からモノレールが見えるか見えないかを予測評価しただけのもので、若草山とその周辺、

奈良公園の文化的な景観、歴史的景観がモノレールという人工物の設置によってどう影響を受けるのか、そして、その場所にふさわしいのかという評価がないということでございます。そして、見えるか見えないかという点でも、この調査結果を見ておきますと、実証実験をした形跡がございません。この遠距離の景観、中距離の景観はいずれも影響がないと実証実験のない中で評価をされている。そして、近距離的景観に至っては、大きく認識できるけれども、デザインの検討を十分に行い、見て不快感を与えない工夫の必要があるとして、たとえ景観に影響があっても工夫次第で可能、できるという立場であります。

このように、奈良公園地区整備検討委員会でも指摘もされておられますけれども、結論ありきと見てとれるような調査結果で、先ほど述べましたように、モノレールありきという発言も奈良公園地区整備検討委員会からで出されております。その一つは、県がモノレールを検討、委託した業者と環境影響調査を実施した業者が同一であるということ、実際にこれを施工するところと、それを評価するところが一体となっているところに問題があると認識をしております。これらの問題点があると考えておりますけれども、これらの点についてどのようにお考えなのかお伺いをしたいと思います。

2点目ですけれども、大庭県土マネジメント部長から大和川の直轄遊水地の進捗状況の報告がございました。同時に県では、大和川総合治水対策協議会を、1月30日に開いております。そこで、主にための対策が協議をされておられますけれども、今回のこの協議会を行ったことによる成果といいますか、今後の見通し、展望を教えてくださいと思います。

3点目は、駅の無人化の問題でございます。この間、無人化になった駅を、実際に幾つか見て回りまして、地元の方からお話も聞かせていただきました。実際に今、例えば室生口大野駅では、宇陀市が単独事業で観光案内の施設や人を配置するということであったり、あるいは一方で、三宅町の石見駅では、今なお近鉄に対して駅員を置くべきだと運動を展開していらっしゃいます。地域の中でさまざま温度差があるかと思います。先日、三宅町の町長さんにもお話を伺いますと、ぜひ力を合わせてこの問題は近鉄に交渉していきたい、また一方で、室生口大野駅では地元の自治体が独自で設置をするという形で、いろいろ方向性にばらつきといいますか、それぞれ取り組みが行われているところでございます。県として、こうした状況に何らかの支援が必要ではないかと考えますが、その点についてお伺いをしたいと思います。以上です。

**中西奈良公園室長** 若草山の移動支援施設といいますか、モノレールに関して、昨今行い

ました環境影響評価の調査の内容に少し問題があるのではないかと、それを受けてどのようにしていくのかという質問であったかと思えます。

今までに多くの方からいろんな意見をいただき、また、反対の要望等もいただいている中でご説明をしてきたわけですが、そのまとめとして、前回2月10日に奈良公園地区整備検討委員会で報告をさせていただいた内容を言わせていただきますと、まず、林まちづくり推進局長の報告にもありましたように、若草山のにぎわいづくり、そして地域活性化、その一環の一つとしてモノレールを提案させていただいたわけですが、非常に多くの反響を呼びまして、景観を壊すのではないかと、世界遺産の価値をなくすのではないかとのご心配もおかけしたところですが、一応この調査が終わったという段階で、一旦次のステップとして、若草山のにぎわいづくりにモノレール以外の手法としては何かあるのか、既に人力車で登ったらどうかとか、馬車で行くといいのではないかとご意見をいただいたりもしていますけれど、そういう手法の検討、そしてそもそもにぎわいづくりの一つの考え方として、一重目の眺望へ上がることがどれだけのメリットがあるのかも含めて、大きく広く議論をしたいということで、奈良公園地区整備検討委員会に出しまして、それは承諾をしていただいたと。

県としては、今後その中でモノレールが最終的にどうなっていくのかという動向も見据えながら考えていきたいと思っておりますので、現在の段階で、モノレールの環境影響評価調査だけを取り上げて、内容に不備があるかどうかを深く精査するよりも、本来の目的でございますにぎわいづくり、そして地域活性化、さらには県が提案した上へ登ることに対するバリアフリーも含めて、議論の中で今後の動向を見ながら考えていきたいと思えます。例えば早急に文化庁に対する現状変更を出すことも一切ございませんし、1月には国内イコモスに行きまして、非常にご迷惑をおかけしておりますが、少し情報が錯綜しているように思えますと、県は今モノレールを強硬に進める段階ではございませんという話もして、ある程度の了解も得たと認識をしておりますので、今の時点では、当初に言いましたように、にぎわいづくりとはどうあるべきか、どういう手法があるのか、モノレール以外に何かあるのか、そちらのほうの意見が多いと思うのですけれども、そのあたりをしっかりと議論をしていきたいと思えます。以上でございます。

**○平岡河川課長** 太田委員から1月30日に開催した大和川流域総合治水対策協議会の内容と今後の取り組みについてお答えさせていただきます。

まず、その前提となります大和川については、河川改修とかダム設置などの治水対策だ

けでなく、降った雨が川に入る前に、とりあえず水をためようとため池を使ったり、グラウンドを使ったりで、昭和57年の水害以降、県と市町村で目標を持って取り組んでまいりました。その中で、県は目標量を達成しているのですが、市町村がなかなか進んでいないという前提があります。

平成25年4月に近畿地方整備局長、知事、関係市町村長が集まって、おこなっているのをまず認識しました。それから、先ほど大庭県土マネジメント部長の説明の中にも4つの圏域というのが出てきたと思うのですが、その圏域別に検討会をやってまいりました。具体的には、ため池治水がなかなか進んでいないのですが、その原因は何であるかとか、ため池の台帳をつくったり、実際にため池の管理者にアンケートをとって、その治水利用の可能性などを調査したり、あとは、市町村の連携という意味から、その1つの市町村だけではなく、上下流に位置するところで、上流の池でためると下流の浸水地域にどういう効果があるのかとかをいろいろ議論してまいりました。

また、これからため池治水を進めるためには、ため池の位置であるとか、浸水地域であるとか、川とかの情報を入れた地図も完成したので、紹介しました。そのほか余りお金がかからないため池治水の方法とか、流域全体としては、建築開発するとき一律の基準を持っているのですけれども、市町村によっては特別に上乘せされているところもあること、特に田原本町で今取り組んでおられる水田貯留の話をしました。今まではため池の治水利用の目標が幾らで、どのぐらいの進捗だった、雨水貯留施設の目標がどれだけで、今がどういう状況であったというものを、それらの対策項目ごとに評価するのではなくて、今後は総和で進めていってはどうかと。と申しますのは、対策をするため池がないのに、ため池をやってほしいといっても、無理な話なので、そういう方向を最終的には提案した次第であります。

成果ということになりますと、平成25年4月からこの大和川流域総合治水対策協議会までの間に実際市町村でため池の治水利用に対して、5市で実施をされていますし、3市町においては施設管理者と協議をされたり、10市町村では検討をされたり、あるいは水田貯留についても田原本町以外の5市町村において検討されたり、6市町村においても検討する予定とありますので、引き続きその圏域別に検討会を開いて、流域対策を進めるように考えていきたいと思っています。以上です。

**○村上県土マネジメント部次長** 太田委員から駅の無人化についてご質問がございましたので、回答させていただきます。

まず、県として、そもそも駅というものをどう現状認識をしているのか、そしてどう考えているのかをまずは改めて説明させていただきます。駅は、太田委員仰せのとおりだと思いますが、地域のまちづくりには非常に欠かせないものだと考えております。しかし、現行の県内における駅は、必ずしも地域のまちづくりに役割として十分果たしているとは言えないとも考えております。そのため、鉄道会社に対しては、地域振興に役立つ鉄道の意識を強く持っていただくと。そしてまた同時に、沿線の市町村においても、今後駅を含めた地域の活性化を図るため、地域としても何ができるのかを考えていただきたいと思いますと考えております。

今回の近鉄の駅の無人化の件につきましては、経緯を申しますと、県といたしましては近鉄に対して関係地域へ十分な説明、そして理解を得るよう、その状況をまた地域とのやりとりを県に報告するよう、昨年7月以降、文書を発出するなども通じて再三働きかけを行ってまいりました。その結果、昨年の12月に、近鉄から地域のご要望については、各駅の事情に配慮しながら可能な限り対応させていただき、ご利用のお客様にご不便をおかけすることのないよう努めてまいりたいとの回答がございました。それが現在までの経緯でございます。

先ほど太田委員から関係の市、町も対応がばらつきがあるというお話がございましたが、駅の無人化の今回の対象となっている市、町ですけれども、例えば観光の拠点に駅があるとか、あるいは住宅地に駅があるとか、やはりそれぞれ地域の特性や事情が異なるということでございます。そういうことで、県としては、まずは関係の市、町の考え方を尊重すべきと考えております。

ただ、一方、太田委員から支援というお話もございました。県としての支援ということです。その点については、その地域とその鉄道会社、今回は近鉄ですけれども、それぞれどういうやりとり、調整状況があったのか、ある地域の状況について他の関係市町にも逐一情報提供をさせていただいており、関係市町と県との間で、そして近鉄との間でも情報共有を図っているところでございます。県といたしましては、引き続き近鉄に対しても地域の意見、要望に誠心誠意対応するよう働きかけを行ってまいりたいと思っておりますし、また、関係市町に対しても、地域が近鉄とコミュニケーションを図りながら共存共栄の関係を築くための材料として、先ほど申し上げました取り組みの状況、調整の状況について情報提供をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○太田委員 それぞれご答弁いただきましてありがとうございます。

まず、第1点目、環境影響調査の中間報告についてでございます。これまでこの問題は日本共産党としても何度も取り上げてまいりました。今回の環境影響調査について、知事からも、どういう影響があるのかにつきましては、方々から景観を害していないか、環境を害していないか、その調査をしているということであったり、実証的に詰めていきたいという答弁もいただいております。先ほど指摘をさせていただきましたように、今回の環境影響調査は、あくまでも予測を立てた中で影響がないということでございます。

実は、モノレールの景観チェックということで、若草山から実際にモノレールを建てたらどういう形で見られるのか、若草山周辺で57件調査をいたしました。実際に57件のうち、見えたというのは43件、そして何らかのものが実際に物を置くと見えたというのが11件、確認できないというのが3件ということでございます。まさにこの実証実験をさせていただいたわけでございますけれども、この報告をまとめる際に、このような実証実験もしっかりと反映させていただきたいと思っておりますけれども、その点についてどのようにお考えなのか、1点お伺いをしたいと思います。

そして、今回この移動支援施設だけがクローズアップされてしまったということで、にぎわいづくりという観点からもう一度議論したい、若草山ににぎわいをつくるということに関しては、本当にそれは大いにしていってほしいと考えております。その点で、前回の整備検討会議の中で、モノレールそのものが景観を壊す主体になってしまわないかという意見であったりとか、また、このモノレールを、できたら実際に利用するかどうかという問いに、利用しないという方が52%いらっしまったという結果も出されているということでございます。今回の若草山のにぎわいづくりを議論する際に、モノレールをここまで環境影響調査ということで進めてこられた中で、いきなりその上段にこのにぎわいづくりを持ってこられても、多くの方々が、じゃあモノレールはどうなるのかという心配が残ったまま、この議論が進んでいくのではないかとということをお慮しております。その点で、モノレールの計画は一旦白紙に戻すことが必要ではないかと思っておりますけれども、その点についてのお考えをもう一度お伺いをしたいと思います。

そして、2点目の大和川流域総合治水対策協議会の中で議論していただいた、成果について先ほどお話を聞かせていただきました。これから進めていただくことになるかと思っておりますけれども、やはり浸水常襲地域におきましては、1回1回の議論の中でどこまで進捗しているのか、いつになったらうちの地域のこの水害が解消されるのか、皆さん不安だと思いますか、一方で展望も、県に対して持っている部分もあるかと思っております。県のホームペ

ージなどを調べておりましたら、この浸水常襲地域でそれぞれ今どんな、対応をされているのかが報告もされておりますけれども、何らかの形で水害を起こしている地域に対して、今、県がどのように考えているのかをわかりやすい形で知らせていくことが必要ではないかと思っておりますけれども、その点についてご答弁をお願いしたいと思います。以上です。

**○中西奈良公園室長** まず、若草山移動支援施設に係る環境影響調査結果（中間報告）に関してでございますが、何度も先ほどの答弁でも言わせていただきましたけれども、モノレールありきという感じで話がずんずん進んでいる感じは県も受けておまして、イコモスにもそのように報告をしたとおりでございますが、知事の答弁の中でも、中止も視野に入れてということでございますので、モノレール以外の手法という中で、今たくさんいろいろあるとは思いますが、今後議論していく中に、一応モノレールを、地元の要望も含め検討した結果、ご提案をしたという状況でございます。白紙に戻すというよりも、それも含めて奈良公園地区整備検討委員会なり、これからいろいろなところで議論をしていきたいと考えています。また、2月10日の奈良公園地区整備検討委員会の中でも、委員の中で、モノレールなんていうのは世界遺産の価値を損ねてしまうという意見もありましたし、逆に、いや、意外に昔からの若草山の経緯を見ていると、そういうものがあっていいんじゃないのという意見も出ていたのも事実です。

ただ、どちらにしてもモノレールありきで進んでいる話ではございませんので、反対の要望を持ってきていただいた方にもそのようにお話しすると、非常に安心したと言われて帰っていかれた。要するに、今すぐにでも県がモノレールの現状変更を出すのではないのかとか、中には6月の補正予算でモノレールを県が上げてくるのではないのかと。そのようなことは一切ありませんとしっかり言い、今の状況を説明したら、多くの方には理解をいただいていると。だからもう一度白紙に戻すのではなくして、本来の何がいいのか、県はモノレールという形で提案をしましたが、いろんな意見、要するに反対というのは、じゃあ何がいいのですかという、にぎわいづくりの必要性の中で、そういうのをしっかり議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

**○平岡河川課長** 浸水常襲地域についてのご質問ですが、浸水常襲地域は、県の河川の対策が全てではなくて、例えば市町村の水路の改修といったものも入っております。委員ご指摘のように、年度末に情報収集しまして、どういう対策をされたかを今はホームページに載せているということです。大和川流域総合治水対策協議会とはイコールではないとい

うことを認識いただきたいのです。どのように広報していくかについては、今後考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○太田委員 モノレールの問題でございますけれども、それが全てではないと、それは選択肢の一つという、多分位置づけだろうと思っております。この間、それが先行したということで、にぎわいづくりをまず議論しようということでございますけれども、いろいろ意見を聞いておりますと、モノレールの問題で、批判の声が多かったということで、県は議論をちょっとずらすといたしますか、それを1回棚上げしているのではないかという感想を持っていただいている方は、率直に言って多くいらっしゃいます。なぜ今このにぎわいづくりということが突然出てきたのかと。今までずっと移動支援施設ということで議論してきたのに、今、こういう形で提案されていることに関しては、違和感を感じている方が非常に多くいらっしゃいますので、その点、どういう経過でそうなったのか。今、ご説明ありましたがけれども、じゃあモノレールはどうするのかということについては、皆さん本当に多くの関心を持たれておられますので、その点については、議会の中でもしっかり議論をしていきたいと思っておりますし、何らかのこれに対する県の考え方はしっかりと示していただきたいなと思っております。

もう一方、河川のほうでございます。私の地元で水害が広がってる、毎年起こってる地域というところがございまして、そういうことから浸水常襲地域という角度からの話になってしまいましたけれども、今回、総合治水対策をやられるということは、水害が何らかの形で軽減されるのかという展望を持っておりますので、ぜひこの大和川流域総合治水対策協議会の中での議論が水害軽減につながるのだという何か、この成果といたしますか、それがわかるような形でこれからも示していただきたいと思っております。以上です。

○川口委員 お礼を申し上げておきますけれども、先般、大雪の中、わざわざ事務所までおいでをいただいて、種々今日ご説明された提案の内容をあらかじめ聞かせていただいたということです。わざわざおいでいただいたということを感謝いたします。けれど、説明をいただいたけれども、異論を唱えたい。わざわざ説明に行ってるのに、まだわからないのか、という感情は伝わってきているわけです。まあまあ、それもよろしい。しかし、皆さんに申し上げたいのは、物事は、その案件、その事項のみで判断のできるものと、連動する、関連をする事柄が生じる場合とがあるわけです。そういう意味で、いろいろ申し上げなければならない。

きょう説明のあった最初の請負が、随意契約というのですか、190何%。前回の委員



会でも申し上げた。つまり、いろいろな事業を入札にかける。その場合に、総合評価落札方式ということで、比較的地元の県内業者の場合は、さほど大きい事業を最近は当たっていない。厳しい総合評価のかかわり合いで、工法、手法の問題も含めていろいろ業者側から提案を受けるといふことですから、大きな事業をやる場合には、やっぱり大手企業がやるわけだから。

つまり、県内の小さい業者よりも、いろいろな意味での経験もあり、専門的な力もある、能力もあるということだからです。そういった意味で、地元の業者に対しては厳しく、大手の全国的な業者には甘くという展開では困るじゃないかということをして12月だったか9月だったか、記憶が薄らぎましたけれど、問題を投げかけたことあります。これは続きの問題で、技術管理課長がおられるけれど、大分にふんまんを投げかけられた。それを、引きずっている。だから、そのことを申し上げた。総合評価落札方式をめぐるいろいろなさまざまな問題にかかわって、いま一度真剣に考えてもらいたいものだと、改めてまた申し上げておきたいと思うわけです。これが1点です。

それから、いろいろ説明をいただいたが新聞記事になっている内容を、皆さん、見ておられて関心事であると思う。条例にない委員報酬、違法で県が控訴と。訴えられて、問題になっている判決で、県は控訴したと。支払われた報酬は29万円ということで、額が小さい。額の問題ではなしに、これは説明をしてくれなかったわけです。何でこれは説明しないのかという疑問です。小さい問題だから、報告がなかったのかなという思いもいたしますけれど。

例えば附属機関でいろんな委員会が設置されています。附属機関で設置をされている委員会は、全く1年間何にも会議をされなかったという委員会もあるわけです。そういうような委員会もあるのに、これは大事な河川の問題だと思います。大事な委員会だったら、委員会条例をつくって、しっかりと専門的な展開を強力で押し進めてもらうべきだと思っているわけです。我々議員の耳に入れるべきものは、小さい事柄だと思っても、基本的な問題を伝えるような展開をなさるべきではないのかと。河川にかかわっての問題、きょうも資料が出ています。そういうこともありますから、聞かせてもらいたいと思うわけです。

それからもう1点は、うっかり聞いていたのですけれど、流域下水道の問題、平成28年度でおおよそ全部完成だと聞いた。ああ、それはよかったなど。そこで、流域下水道が完成したのだったら、市町村の事業にかかわる公共下水道の進捗状況はどうかと。この1点を議員としても知っておきたい。きょうは資料は出ていませんし、早速できるものでは

ないと思いますが、これは皆さんに報告をしてもらいたい。大和川上流流域第2処理区、御所市域の0.9キロメートルを平成28年度までに整備、残り2.2キロメートルは未定。これを見落としたのです。ぼんやりしている私が悪いのか、平成28年で全部終わると聞いたから、これをひとつ撤回してもらいたい。

というのは、かつて、下水道にかなり強い関心持ってました。最初の計画のときは新庄町と御所市との境界までしか流域が行かないと。しかも御所市が一番末端ですから、流域下水道の供用にあずかるのは、一番最後です。しかし、この処理場の周りは早くから供用しますから、管も傷みます。一番最後に使わせてもらう御所市は、流域下水道が入らないで、公共下水道で全部やらないかんと。そして、負担は近隣よりも実質重い負担になる。均等ですから。そういう問題投げかけたものだから、流域下水道を延ばしていただいた。御所市内にも入る形になっている、これはありがたい。いろんな手だても加えていただいたという歴史があります。

そういうことで、わざわざ来てもらったのだから、この2.2キロメートルの未定を何で言ってくれないのかと。また怒られるから言わないのかということになります。愚痴だということになるかも知れないけれど、あえて申し上げておきたい。心を込めて接触したいものだな。厳しいですよ、問題を投げかけるのね。だけど、しつこく言わない。今はしつこく言っているけれど、意外と気持ちは淡泊な男ですよ。しつこいときはしつこいですよ、感情が入ったらしつこくなります。あえて申し上げておきたいと、思うわけです。

もう一点は、宗教法人おみちの、建築基準法違反。前も申し上げたけれども、あの建物を建築確認申請をされたときの建築技師ですか、コンサルタント、もう逃げたのか、断られたのか知りませんが、申請時はそのコンサルタントが責任を持つという、申請時に責任を持った人が亡くなるとか、いろんな事故等でもう退かざるを得ない場合があると思うけれど、一体どういう形で、なぜ退いたのかと。他の仕事が忙しいから退いたということが資料に書いてあるけれど、おかしいのではないかと。こんな大きな事業を抱えています、頼まれて担当していますから、新しい事業は断るのが当たり前とちがうのかと、コンサルタントは。先に預かってある仕事を、業務をこなさずに、ほったらかして次の業務の委託を受けるのは、常識を外れているのではないかと、思うわけです。

いずれにしろ、申請時担当したコンサルタントがなぜこれから退いたのか、そしてまた、退いたとしても、何らのペナルティーがつかないのかどうか、無責任過ぎではないかということ。きょうの報告では専門知識のある、専門技術のあるコンサルタントがいない

事業主と幾ら接触をしても、いくら是正勧告したって、ぬかにくぎ、のれんに腕押しという形にしかならないのではないかと思うわけです。その点について伺いたい。依然としてなし崩しで許可がおりると、これは話題にしていかないと、いつの間にか、ああ、許可がおりたのだと。2階建ての設計が3階建てになっていることも含めて、あれは設計の見直しをしたのだと、高ささえ合ったらいいという論理だろうと思いますけれど、いずれにしても、本体の屋根を含めての高さ制限だから、それらの是正は一体どうなるのかと。見通しはどうなるのかということです。

しかし、県はいろいろご苦労いただいているだろうと思いますが、建築主の姿勢、態度というのは非常識過ぎると。法律よりも神様のお告げのほうが優先するという考え方なのかもわかりません。この辺を大変ご苦労だと思いますけれども、あと何年続くのだろうということになります。百条委員会をしてもどうにもならない。本来は、手続違反でも百条委員会にかけるといふ感情があるわけだから、そういう論理からいうと、これはもうたまらないと思います。百条委員会の結論はどうですか。大庭県土マネジメント部長、どう答えていましたか。無届けを奨励するような結果につながったのではないかと心配をしているのです。この建築問題にかかわっては、大変強い関心を持っているということをし添え、見解を伺いたい。

もう1点は、太田委員のおっしゃった問題で、若草山のモノレールも非常に関心が深いです。中西奈良公園室長は、私は奈良公園の室長ですと、それは当たり前だけれど、若草山のにぎわいも大事だけれど、吉野山のにぎわいと金剛葛城山のにぎわいも大事。私は奈良公園室長だから関係ないと言いたいだろうけれど、ひとつ頼みたい。景観もさることながら、景観も問題だけれど、この管理運営はどうなるのかということ。葛城山モノレールも、吉野山モノレールも運営が大変です。そんなことも含めて、白紙をも含めて、白紙と言ったほうがきれいでもいい。白紙でもまた色つく場合がある。県民の不満、確かに人気がいいことない。

なら元気クラブは、若草山へ登ってもらいより、県庁の屋上で奈良県中をずっと見てもらったらいいという提案をしているわけです。また葛城山へ登ってもらったら、瀬戸内海まで見えます。そういうにぎわいも、吉野山も繁盛してください。とにかく愚痴めいたことも含めながら、物事には両面があると、かかわり合いが通ずるということだけ、申し添えておきたい。答えられる範囲で県土マネジメント部長、まちづくり推進局長、答えてください。

○荒技術管理課長 ご質問のありました総合評価落札方式の件について、大手の企業と、県内の企業について、少し違うのではないかというお尋ねかと思います。

今回の案件につきましては、台風18号の影響によりまして、大きな損害を受けまして、安全対策を追加したいということでございます。総合評価落札方式につきましては3,000万円以上の工事について、大手、県内ともちゃんとしているつもりでございますが、プラス今回ありましたように、変更契約についても県土マネジメント部内で慎重な議論を重ねた上で、今回上げさせていただいているものでございます。よろしく願いいたします。

○西山建築課長 河合町における建築違反についてお答えさせていただきます。

何点かございましたが、まず1つ目に、当初の建築物の確認を申請した際の設計士や、もしくは工事監理者がどこまで責任を持っているのかという問いであったと思います。委員お述べのように、建築確認の際には確かに一級建築士が設計をしております、工事監理もその設計事務所がするという形になっていたわけですが、違反が発覚した時点で、県としましても、建築主である宗教法人はもちろん、その工事監理者、設計者となつて設計事務所を呼びまして事実の確認をしたわけではございますけれども、その事実確認の過程で、宗教法人そのものは建築確認の書類だけをその設計事務所に委託をして、今建っている違反の実際の建物については、その設計事務所によらずに、みずから施工をしたという申し出がありました。

一方、その工事監理者と書類上なっている設計事務所にも確認をしたのですけれども、それも同じ弁明がございまして、その時点で工事監理者となっていた設計事務所について、法的な措置はとれる状況ではなかったという事実がございます。ただし、委員ご指摘のように、本来建築基準法では、建物につきましては、設計及び工事監理につきまして、資格を持った者がきちっと工事監理をして、建築基準法に合ったものにすべきだという規定にもちろんなっておりますので、その際に設計事務所が工事監理をしながら、違反の建物をつくったということになれば、当然罰せられたことになると思うのですが、県が把握した事実の中では、そこまで立証できなかったもので、当時の設計者につきましては、特に法的な処置はできていないと。

ただし、その際、県としましても、その設計事務所には、宗教法人のほうから工事監理の契約について破棄されてると、されてない建物があるというようなことについては、当然県に情報提供するなり、そういった道義的な行動をしてほしかったということについて

は、設計事務所に対して指導をしております。それが1点目でございます。

2つ目に、今回、担当している一級建築士が他の業務が忙しくて手を引くことは、通常では考えられない、優先順位が間違っているのではないかというお話がございましたが、実は今、その設計監理を担当しています一級建築士は、これも両者とも言っているのですが、任意に設計事務所としての契約という形ではなくて、いきさつ上、自分がお手伝いをしているという形でやってきたという弁明になっておりまして、それを宗教法人も一級建築士も言っているわけですが、そういった事情の中で、報告に述べたとおり、他の業務が忙しいという中で、今回、是正の担当から外れるということになりました。行った是正計画の立案ですとか、あるいは是正工事の監理とかにつきましても、きちっと一級建築士としての資格で、書類にも押印した形で、責任を持った形でやってきたものですので、この間やってきた是正については責任の所在というのははっきりしてる形で、県も指導をしてきたと考えております。

3点目に、是正そのものについて、資格者もなければいくら県が頑張ってもぬかにくぎではないかというお話がございました。おっしゃるとおりで、報告書でも述べたとおり、まずは是正工事を進める、是正のための計画を立案するために一級建築士を早急に選任せよということを指導しておりまして、宗教法人も、確かに奈良県だけでなく大阪地域とか、あるいはついでだけでなく、建築関係の団体にも手を尽くしているという報告もしております。先ほど報告しましたように、排煙関係の備品の納入ということで、前の一級建築士が指示していた範囲で対応できる是正可能な努力はしていると。それと、引き続き建築物の使用禁止については守っているという状況なので、県としましては、確かに是正工事を進められないという残念な状況ではありますけれども、引き続き宗教法人は是正の意思は放棄していないと判断しておりますので、早急に一級建築士を選任するよう強く求めていきたいと思っております。以上でございます。

○平岡河川課長 河川整備委員会が条例の附属機関になっていなかったと新聞に載ったということですが、県としましては、最高裁の裁判例が存在していないということと、下級審の裁判例も確立したとはいえないということ、行政事務上も、宮城県を除く46都道府県で要綱により設置された会議が存在していたということで、条例に位置づけていなかったということで、過失はなかったという主張をずっとしてきました。実際委員にいただいた意見をもとに、河川整備計画を立てていたり、河川行政に生かしているのも、特に利益を受けているので、県に被害はないということも主張してまいりました。ところが、その

ような判決になりましたので、2月12日に控訴したとなっております。

現在、平成25年12月議会において、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例の議決をいただいて、附属機関になっております。以上です。

**○上平下水道課長** 報告書の残り2.2キロメートルということに関して、説明させていただきます。

現在、下水道の幹線はJR玉手駅の手前までできておりまして、その後、京奈和自動車道の整備の進捗とか、県立御所実業高校などもあるということで、御所市と協議いたしまして、平成28年までに秋津団地近くまで幹線の整備をするということで、それに合わせて御所市も整備しますし、県も整備する、一緒にしましょうということで合意を得ました。残り2.2キロメートル未定といいますのは、全くしないというわけではなしに、今度また御所市が整備を行っていくときに、それに合わせて県も一緒に歩調を合わせて整備、どちらも、御所市の整備もおくれない形で県も整備していくということで、いつまでにするかというのが御所市の計画とまだきちんと整合できてない、いつできるかはまだ未定という意味で書かせていただきました。以上です。

**○林まちづくり推進局長** 葛城山と吉野山にロープウエーが架かっております。中西奈良公園室長は若草山の奈良公園だけの管轄でございます。まちづくり推進局ではございせんけれども、全県の観光振興の問題として観光局にきっちり伝えさせていただきますし、まちづくり推進局はいろいろキャンペーンの費用を持っていますので、その中で全県的に展開していくという言葉を申し述べておりますので、この中で全県に役立つような観光振興キャンペーンを発していきたいと考えているので、よろしく願いいたします。

**○川口委員** 納得するまで答えてもらおうと思ったら、時間が余りにも足りな過ぎるし、お互い不愉快きわまりないだろうと思いますので、この辺でよしときますけれど、ちょっと気になるのは、建築課長、成り行きやいろんないきさつでコンサルタントを引き受けたというのは、聞きたくない話だ。これからいろいろな建築の確認の申請が出てきたら、最後まで責任を持ちますかという一札をとって、許認可の対応をしないといけないということになります。こういうふうにはトラブルってきたら、後をバトン引き受けてやりましょうという一級建築士は恐らく出てこないのではないかと危惧する。引き受けるという一級建築士は、恐らく出てこないのではないかと、思うけれど、気持ちだけ伝えておきます。答弁は要りません。

それから、下水道の問題、これは流域下水道でしょう。残り2.2キロメートル未定と

いうのは、御所市と協力というが、県が主導するわけで、公共下水道と違うのだから。今の答弁を聞いていたら、御所市に何か責任があるような、そんな印象を受ける。いずれにしても、見通しは大体こうなるという話は、我々も知りたい。だから、公共下水道も含めて、議員が知ることのできるような配慮、それを要望しておきたいと思う。

いずれにしろ、あれやこれや異論唱えたら不愉快。それはわかっている。しかし、理事者と議会は車の両輪というわけです。何でもかんでも理事者のおっしゃるとおりはいはいって言っていたら、一輪車になるわけ。一輪車は危ない、二輪車は安定しているけれど。そういう意味で、やっぱり2つの車を回さないといけないという意味です。

それからね、このモノレールの問題、知事に言いたかったけれど、知事にまた言ったら、逆ギレして、そんなに反対するんだったら、よけいに推進するよと、知事はそういうタイプだから、よくよく伝えておいてください。下手に反対と言うと、逆に、いや、進めると言いかねないタイプだから。これ以上悪口言うと、ぐあいが悪いかと思うので、面と向かってまた申し上げたいと思いますけれど、いずれにしろ、車の両輪、それぞれの立場というものをお互いに理解し合いたいということだけお願いをしておきたい。私も理解しますから、皆さんも要望をご理解いただきたい。以上、終わります。

**○山下委員** 地元の問題を、1点だけお尋ねしたいと思います。たしか大和中央道の事業そのものを見直すということで、平成22年か23年に決定がなされたと思っています。その際、大和中央道は、川西町結崎でとまってもう10年以上になります。その先がどうなるのか地元住民として大いに関心を持ってきたわけでありましてけれども、平成22年、23年の大和中央道そのものの全面的な見直しという時点で、大和中央道と京奈和自動車道の接合、要するに幹線道路のネットワークの一環として、今、川西町でとまっている大和中央道をさらにもう少し南へ延ばしながら、三宅町三河にインターチェンジをつくって、そこから京奈和自動車道に接合していく構想が出されました。たしか平成23年度に仮の平面図もつくられて、地元説明会も開催され、3町の、あるいは地元住民の了承を得たと報告を受けてきたつもりです。

ところが、今年度予算を見ても、一向に進んでいる様子はないのです。地元からも平成22年、23年度に地元説明があるということで、土地所有者数名から問い合わせがあり、桜井土木事務所に、地元の意向をよく聞いてくださいと、そして事業の説明もしてくださいという形で会っていただいて、問い合わせをしてきた人たちは、おおむね了解していたのです。しかし、最近、県からあれ以来買収の話の一向に詰めがないと、進んでいないと

いう話が数件ございました。調べてみると、買収がどの程度進んでいるのか全くわかりません。この接合する事業は何と命名している事業なのか、その進捗状況があらかたどうなっているのか教えてもらいたいと思います。

**○新屋道路建設課長** 県道の結崎田原本線の結崎から三河の間の、進捗状況についてご質問いただいたと思います。

平成22年から23年にかけて計画が決まって、その後どうなっているのかという話でしたけれども、委員ご指摘のとおり、平成22年に、大和中央道の当時の一番南から京奈和自動車道までつなぐ形で都市計画決定をしております。その後、事業化ということで、事業化自体はしておりますけれども、ご指摘のとおり、今日までまだ用地買収には至っておりません。都市計画決定後、まず何をやってきたかを申し上げますと、区間の中に大規模な橋りょうがございますので、一級河川の寺川を斜めに渡るといような大規模橋りょうの検討を進めるとともに河川協議を行いながら、橋りょうの設計をしております。また、それ以外にもいろいろな交差点があつたり構造物がありますので、構造物の設計あるいは交差点の形状の設計をやってきております。

そういったことも踏まえて、こういう計画になっておりますという説明は改めて一通りさせていただいている状況ですけれども、ご理解を得られたところから今後用地測量に入り、用地買収をさせていただきたいと。現在そのような状況でございます。県としては、幹線道路としても非常に重要な道路だと思っておりますので、まだ用地買収とか済んでいないのではないかとおっしゃると、そのとおりですけれども、今後しっかりやっていきたいと考えております。以上でございます。

**○山下委員** 道路の実施設計は、当初の計画でございますと、平成25年度に行うという予定だったのではないかと思うのですけれども、道路の実施設計は、いつ完了するのですか。

**○新屋道路建設課長** 道路の実施設計自体は、今年度いっぱい終わらせる予定でおります。一部終わったところについては、こういう計画で考えておりますということも地元で説明をしているところでございます。

**○山下委員** さすれば、道路実施設計がおおむね完了しなければ、素人ですからわかりませんけれども、実際買収は着手できないですね。今の時点でこの事業計画にかかわる用地買収については、進捗率ゼロですか。

**○新屋道路建設課長** 用地買収についてはまだ着手できておりません。おっしゃるとおり



です。

○山下委員 平成25年度に実施設計が完了し次第やるとしますと、この事業計画はいつから着手するのですか、道路建設を。

○新屋道路建設課長 道路建設を進めていくときに、まず先ほどおっしゃった実施設計を行いまして、その後地権者さんから合意を得られたら、実際に用地測量に入っていきます。そこで、実際に各地権者さんの土地がどうなっていて、道路との関係はどうなっていて、各地権者さんのうちのどの土地をご提供いただくのかという測量をまず詳細にして、その上で用地買収ということになります。

用地測量自体は、今、実施設計をやって地元説明を行って、それで合意をいただけた、ご理解をいただいたところから、いつ買収できるかはまだわかりませんが、少なくとも用地測量にまず入らせていただくことは、来年度から始めていきたいと考えております。以上です。

○山下委員 そうすれば、この道路の接合の事業計画は完了を、何年度に予定されているのですか。

○新屋道路建設課長 住んでいる人たちの用地買収がこれからの段階ですので、まだ何年までにこれを供用予定という形では計画は立てておりません。形としては、実績はありましたけれども、これを何年までにやりますということ自体はまだ決定できる段階ではないということでございます。

○山下委員 実は、平成22年、23年に県の計画を教えてもらって、あるいは県も川西町、三宅町、田原本町の地元の3町に説明をし、そして仮の道路設計図を示しながら、地元で協力依頼かたがた説明をした。それからずいぶんたっている。仮の設計図で想定される、土地所有者の皆さん今の道路幅は、大体8メートルなのです。農免道路を町道にした道でございますので、8メートルの道路が歩道を含めまして25メートルの道路になるのです。買収もそんな少しの買収、道路の拡幅工事ではなくて、3倍になる地域がほとんどだという買収計画です。それぐらいの範囲の買収ですから、あのときに協力を頼むと私からも言った。

用地を所有している人たちの用地の使用計画、もとは工場を建てたいという人もおったわけ、自分の用地内に。それを撤回して別の場所へ建てないといけないと計画変更をした人もいるわけです。そういう人たちも含めて、いまだに具体的な買収が進まないという事態について県議会議員としてまことに情けない思いをしているわけであります。その辺に

については、早急に、地元に対してもいつごろの完了計画しているということを示しながら、今、どの程度の進捗状況にあるのかを説明をすべきでしょう。この前町役場へ聞きに行ったら、副町長も知らなかったのです。平成23年の地元説明会等々のときは町議会も燃えていたし、町長たちも非常に強い関心を持っていただけども、進捗状況聞いても一切わからないといっているのです。そんな状態でいいのですか。県土マネジメント部長、どうですか。

**○大庭県土マネジメント部長** ただいまの質問は、計画を地元へ提示をし、そして協力をお願いした事業がなかなか進捗しないと。設計図が平成25年にできる予定でございますけれども、実際に用地買収もできていないし、工事の見通しなども立っていないのではないかとこのご質問だったと思います。道路につきまして、事業をしてから実際に用地を買収をし、その前には調査説明をしっかりとさせていただきながら、そして工事にかかる。非常に地元の協力なければ、あるいはご理解なければ進まない事業ばかりでございます。そうした中で、本件につきましては、平成22年に都市計画変更決定をして、その後、着手しておりますが、まだ用地測量等にも入れていない部分につきましては、今の現状を反省しつつ、しっかりと今後地元に対しても説明に入っていけるように進捗を進めたいと思います。

また、あわせてそれ以外の事業等につきましても、逆に地元の状況で事業化をしても、地元がなかなか動かないという部分もあります。こうした道路につきましては、現状を把握しながら、きめ細かく進捗を管理をしながら計画的な事業展開を進めていくことにしたいと思います。よろしく願いいたします。

**○山下委員** 現状は、この計画がそのように放置されていると。一向に進んでいる形跡がないというところで、一方では年末にやっと京奈和自動車道の一般道路部分の整備の発注がありました。入札業務が国によって行われました。これも対応久しいのです。県議会議員にならせてもらってから31年たつのです。その31年間の間に国道24号バイパスとして整備計画が立てられた。今、京奈和自動車道が上を走っていますけれども、もともとの計画は国道24号バイパス計画だったのです。県議会議員になったときに、十六面というところまで来ていたのです。今、西保津というところまでとまっています。山下、県議会議員になってから31年間で、バイパスが100メートル延びただけやなど。情けない限りなのです。今やっとその100メートルがとりあえず三宅町の北端まで一般道としての供用開始できる入札業務がされたと。その実は北の端が、三河という地域で、大和中央道

と京奈和自動車道を接合させるところです。

ですから、もっと言えば、接合計画が平成22年、23年に入ってきたので、京奈和自動車道の、北へ向いて上がる、いわゆるバイパス部分もそうですし、実際に京奈和自動車道への上り口があるわけですがけれども、その取り合いをどれぐらいの面積でふやしていくのかも、まだ具体的にわかってないわけです。と申しますのは、国道24号バイパスの買収をめぐっても、途中から京奈和自動車道へ乗りましたので、第1回目の買収計画で自分の家を壊して協力した人が、その続きに家を新築したのです。今度、京奈和自動車道が乗ってきたので、まだ足りませんといって2回家を潰した人がいるのです。そういう協力者もいたのです。

そういうことから含めまして、計画はしっかりと立ててもらいたいし、早急に住民に知らせてもらいたい。事業ごとに計画が変更していくということになれば、迷惑この上ないと思うのです。ですから、このおくれについて、道路の見直し計画をされているわけですから、幹線道路のネットワークは重要な問題でありますし、三宅町や川西町、今度、スマートインターチェンジが大阪へ向いて間もなく開通します。地元も喜んでいます。川西町や三宅町、田原本町も含めて、新しく工場誘致をどうやっていけばいいのかという構想も持っているのに、肝心な計画が遅々として進まない。

さらにもう1点重要な問題で、これは県土マネジメント部長にお願いしたい。先ほど言いましたように、伴堂というところの中心部の交差点から、三宅町道1号線、三河まで行くのに、25メートル道路が入ってくるわけです。現在は基本8メートルの道路なのです。伴堂の交差点から三宅町道1号線は、さらに西へ行って、小柳へ行くのですけれども、交差点から三河までの接合点までは24メートルで行って、その西先は、基本的に8メートルの道路なのです。

また、三河から国道24号までの道も、これもまた基本8メートルなのです。蛇がカエルをのみ込んだような道路になるのです。これについては、県道である大和中央道を持ち込んだのでありますから、当然、県と三宅町、県と田原本町の間でその先線をどうするかという相談が当然あってしかるべきだし、そうしないと、交通事故多発地帯になりますと、心配しているのですけれども、三宅町に聞いたら、その相談はまだないと言うのです。道路は計画がおくれているとしても進めているわけですから、そのような計画について、どういう道路にしましょうということについて、もっと言えば、三宅町道1号線なんて生意気なこと言っていますけれども、あれはもともと農林水産省の農免道路なのです。路肩

も土だけなのです。そういう道路を今、西名阪自動車道の高速料金の節約のために天理地区の大型自動車が、三宅町道1号線を走っているのです。路肩がだんだん崩れていってるところもあるのです。そういう状況を踏まえて、県土マネジメント部長、少なくとも県は、早目に接合計画、まことに計画としてはいいし、ぜひそうしてもらいたいわけですが、あとの続く話として、三宅町道1号線、あるいは田原本町の部分も含めまして、両町との協議をまず前もってちゃんとしておくべきではないかと思うのですけれども、いかがですか。

**○大庭県土マネジメント部長** 詳細な現地での取り組みスケジュール感は必要に応じて道路建設課長から報告させたいと思いますが、今のご質問は、京奈和自動車道と大和中央道が接合してから先、唐古に向かうところだと思います。大和中央道の整備計画を立てて、また京奈和自動車道ができているときに、この辺の話をしっかりと調整をしてやっていくべきではないかというお話だと思います。今の町道、三宅町道1号線と言われているところ及びそこから先の田原本町道、唐古西代線というのですけれども、京奈和自動車道から国道24号までの区間でございます。これにつきましては、先ほど農免道路という話もありましたが、三河橋という付近を含めて、幅員が非常に狭く歩道もないと。普通車と大型車の対向も困難である区間であるということは、県としても認識しているところでございます。

一方で、この大和中央道を整備していくのは、先ほどご答弁もさせていただいた中にありましたが、平成22年に都市計画決定をしております。しかし、その東は都市計画決定は、そのときはしておりません。ネットワークの観点から、大和中央道と京奈和自動車道をつなぐ計画をそのとき立てたものでございます。しかしながら、この町道の部分につきましても、先ほど述べましたような幅員狭小で歩道もなく対向も困難という部分でございます。幹線道路整備による影響で、そうした道路が交通安全上の対策等も必要になってくるかとも思われます。ぜひ県といたしましても、この場合、三宅町、そして田原本町が管理する道路でありますけれども、県の実施していく幹線道路整備との関係もございまして、両町とも対策を検討させてまいりたいと思います。

あわせて、京奈和自動車道との接続もございまして、そちらのほうにつきましては、交差点ができます。そこにつきましては、現在国土交通省が地元の三宅町あるいは自治会と調整を行っており、交差点整備をすると聞いております。こういったこともあわせて、県としても国土交通省、及び両町とこの辺の交通安全対策、あるいは事業の進捗など、先ほど

の話もありますし、しっかりと取り組ませていただきたいと思います。よろしく願います。

○山下委員 県土マネジメント部長、必ず早急に始めてもらいたい。少なくとも実施設計を平成26年度には完了したいという思惑でしょう、先ほどの答弁では。さすれば実施設計ができるのでありますから、国との接合部分をどうするかという話と同時に、大和中央道をそこへ引き込むのですから、それも含めて、地元と国との間では、今までそれもかなり前からやっているのです。ただ、それだけではなしに、24メートルの形でそこへ入ってくるのですから、それはそれとして、また用地買収等々の問題について範囲が広がると思うのです。それは3者が首をそろえて相談しなければ、また、建て直した家をもう一回建て直すという買収の不便が出てくると思うのです。

ですから、早急に三宅町の意向、あるいは田原本町の意向を県として踏まえてもらいまして、対応をしてもらいたいと思うのです。個人的な見解からいうと、田原本町や三宅町と一緒にどう事業しましょうというのではなく、三宅町道1号線、国道24号はトヨタの本社の横まで、これは県で買い上げてもらわないとしかたがないなど。県の事業として実施してもらわないとらちが明かないとさえ思いますから、そんなことも含めて、どうか県としてのしっかりとした計画、私もいつまでも議長しておりませんし、また、根気よく、この進捗状況をお尋ねしてまいりたいと思います。よろしく願いたいと思います。終わります。

○田中委員長 ほかにありませんか。

ほかになければ、これで質疑を終わります。

なお、当委員会所管事項に係る議案、きょうのほかに議案が追加提出された場合には、当委員会を定例会中の3月5日の本会議終了後に再度開催させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、6月定例会に提出予定の道路整備基本計画の事前審査のため、当委員会を4月25日の午後1時から開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

これもちまして、本日の委員会を終わります。